

議案第2号関係

秋田市景観計画について

1 諮問理由

景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づく標記計画を策定するにあたり、同法第9条第2項の規定により、策定手続において都市計画審議会からの意見聴取が必要とされているため、貴審議会へ諮問するものである。

2 計画策定の流れ

「計画策定の流れ」のとおり

3 景観法について

(1) 意見聴取の根拠条文

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

(2) 景観法の概要

「景観法の概要」のとおり

4 秋田市景観計画について

(1) 内容

別添「秋田市景観計画（原案）」のとおり

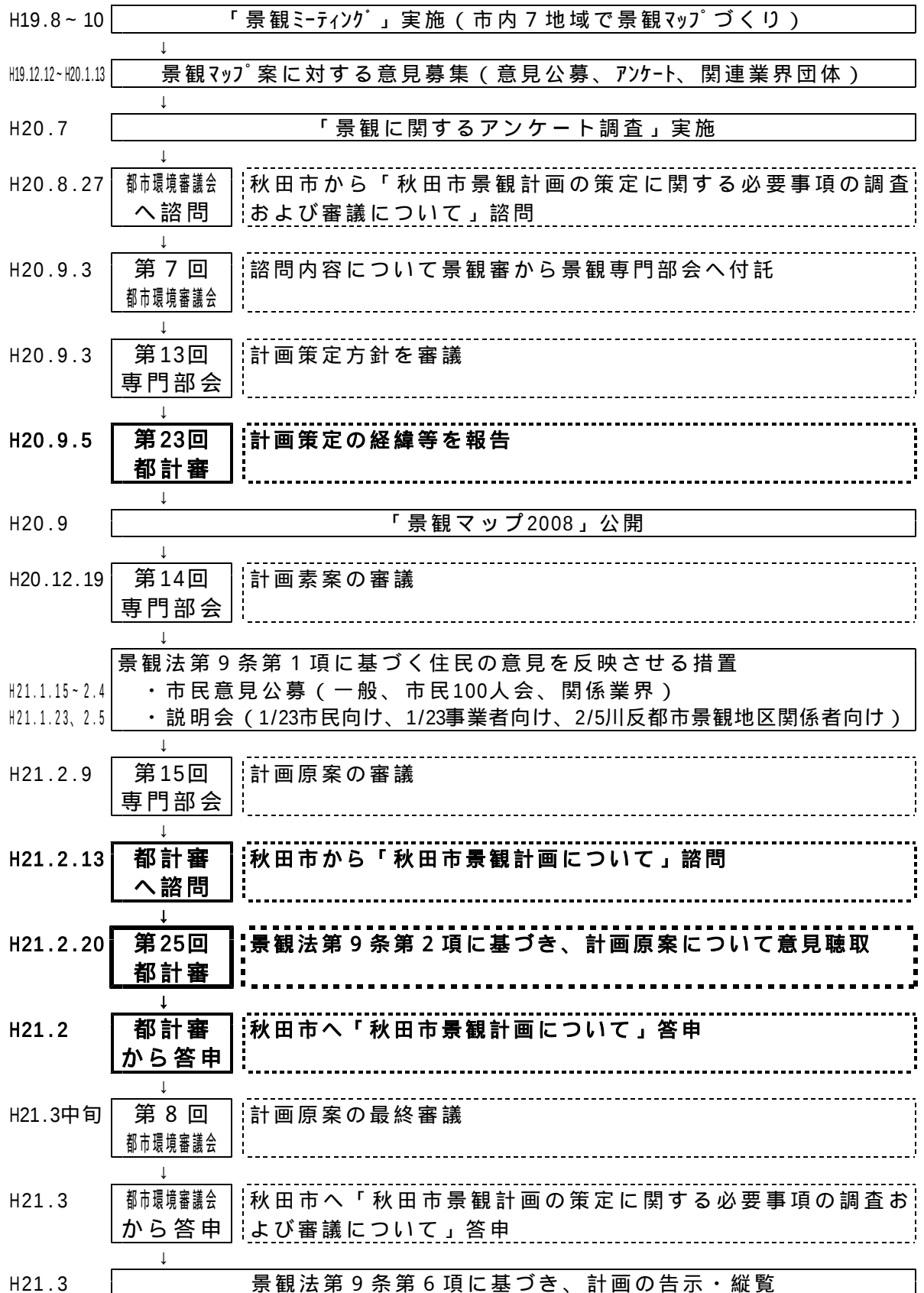
(2) 計画策定理由

本市では、平成14年7月に現行の秋田市都市景観条例を制定したが、その後、以下の状況変化が生じている。

- ・平成17年1月11日に1市2町が合併し、市域が旧秋田市の約2倍となった。
- ・平成17年6月に景観法が全面施行された。
- ・市民による景観まちづくりの取組が展開されている。(平成18年度からの新屋表町通りでの取組)

このため、現行条例に基づく景観形成施策を法に基づく制度体系に移行し、市民が主体的に地域の景観づくりに取り組むことができる環境を整備する必要があることから、本計画を策定することとしたものである。

計画策定の流れ



都計審：秋田市都市計画審議会

都市環境審議会：秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

専門部会：秋田市都市景観形成専門部会（都市環境審議会に設置）

景 観 法 の 概 要

○ 景 観 計 画 と は

景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画です。

- ・景観計画は景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準を定めます。
- ・景観計画では、届出・勧告の対象となる行為の範囲を条例に定めることができます。

「景観行政団体」＝景観行政を担う主体（政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政になります）

○ 景 観 計 画 策 定 の 手 続 に つ い て

景観計画を策定するときは、都市計画区域、準都市計画区域に係る部分について都市計画審議会の意見を聴くことが、景観法で定められています。

（景観法第9条第2項）

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

（景観法第9条第6項）

景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

○ 景 観 法 に つ い て



（画像：国土交通省HPより）